



2018年5月22日

各 位

株 式 会 社 ジ ー テ ク ト  
代 表 取 締 役 社 長 高 尾 直 宏  
(コード番号：5970 東証一部)

問 い 合 わ せ 先

取 締 役 常 務 執 行 役 員 吉 沢 勲  
事 業 管 理 本 部 長

T E L 048-646-3400

## 業績連動型株式報酬制度の継続及び一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役である取締役を除きます。以下も同様とします。）を対象とした信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続を決議し、当社の取締役に対する本制度の継続に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2018年6月22日開催予定の第7回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、信託を用いた株式報酬制度の導入に関する議案を2015年6月19日開催の第4回定時株主総会に上程し、同株主総会では2016年3月末日に終了する事業年度から2018年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対する報酬として承認可決され、2015年8月5日付けで役員向け株式交付信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、運用してまいりました。

今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度を、その内容を一部変更したうえで継続することといたします。

また、当社と委任契約を締結している執行役員についても、従前より本制度の対象としていたところ、これらの者についても、その内容を一部変更したうえで運用を継続することを予定しております。

なお、当社取締役及び委任契約を締結している執行役員を以下「取締役等」といいます。

#### 2. 本制度の概要

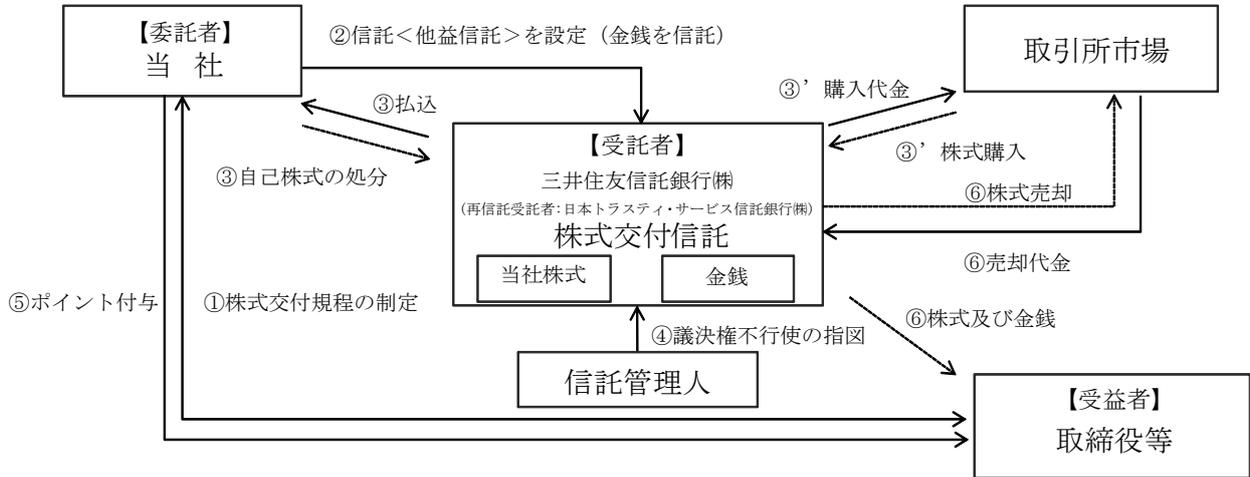
##### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（本信託）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原

則として取締役等の退任時です。

本制度の概要や仕組みは、以下のとおりです。なお、前記のとおり、以下の受益者には当社の執行役員も含まれており、これらの者についても本制度を継続する予定です。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します（なお、今回は制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）。
  - ② 当社は、一定の要件を満たす取締役等を受益者として2015年8月5日に3事業年度を対象期間として設定済みである本信託につき、対象期間をさらに3事業年度延長することに伴い信託期間を延長し、延長した対象期間（3事業年度）中に、本制度に基づき取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金として、金700百万円（内取締役分400百万円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として追加拠出（追加信託）することといたします。
  - ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
  - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
  - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
  - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で一定割合の当社株式を売却換金する場合その他あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

<本制度の概要>

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）及び委任契約を締結している執行役員
② 対象期間（延長分）	2019年3月末日に終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度まで
③ 延長した対象期間（延長分の3事業年度）において、当社株式の取得資金として当社が拠出できる金銭の上限	合計金700百万円（内取締役分400百万円）
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）を通じてまたは自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり120,000ポイント（内取締役分68,000ポイント）
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 受託者に対する金銭の信託

当社は、本株主総会で本議案のご承認が得られることを条件として、後記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、後記（5）のとおり、本信託内の金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 対象期間及び信託期間の延長

当社は、本制度の対象期間を2016年3月末日に終了する事業年度から2018年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度として運用してきましたが、本議案のご承認を得られることを条件として、対象期間を2019年3月末日に終了する事業年度から2021年3月末日に終了する事業年度まで、3事業年度延長します。また、本信託の信託期間は、2015年8月5日から2018年9月末日までの約3年間として設定されていましたが、本議案のご承認が得られることを条件として、2021年9月末日まで延長いたします。ただし、後記（4）のとおり、その後さらに信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 当社が拠出する金銭の上限額

当社は、本制度を継続し、延長した対象期間（3事業年度）中に、本制度に基づき取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金700百万円（内取締役分400百万円）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、対象期間をさ

らに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間の事業年度数に金 233 百万円(内取締役分 133 百万円)を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、各取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、前記(4)の本信託内の金銭を原資として、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### (6) 取締役等に交付される当社株式の算定方法及び上限

##### ① 取締役等に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程(なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。)に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり 120,000 ポイント(内取締役分 68,000 ポイント)を上限とします。

##### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、前記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

##### ③ 取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に対する前記②の当社株式の交付は、原則として各取締役等の退任時に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。なお、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で一定割合の当社株式を売却換金する場合その他あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引

所市場にて売却し、金銭を交付します。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託に金銭を 追加信託する日	2018年8月（予定）
信託の期間（延長後）	2015年8月5日～2021年9月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上